

昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍を機としたデジタル化の進展に対応し地域産業のデジタル化を推進するために、市内に事業所を有する中小事業者に対し、経営の効率化や生産性の向上、販路拡大等のためにデジタル技術を活用する経費について昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所のある中小事業者
- (2) 申請日において1年以上市内に事業所を有して事業を営み、かつ、申請後も市内で事業を継続する意思を有する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団の維持運営に協力し、関与する等の関わりを持つ集団をいう。）及び暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者並びに暴力団の維持運営に協力し、関与する等の関わりを持つ者をいう。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (5) この要綱に基づき補助金の交付を同年度内に受けたことがある者（異なる事業メニューで補助金の交付を受けた者を除く。）
- (6) その他市長が不適切と認める者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は別表の事業メニューの欄に掲げる事業とし、補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は別表の経費区分の欄に掲げる経費とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定以前に着手している事業については、補助対象事業から除外するものとする。

3 補助対象事業に係る補助については、国、東京都、市その他の団体の補助と併用することはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（消費税相当額を除く。）に3分の2を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、別表補助限度額の欄に掲げる金額を限度とする。

2 補助金の支給は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書（第2号様式）

(2) 本人確認書類の写し

(3) 市内で事業を営んでいることがわかる書類

(4) 当該補助対象事業に係る見積書等

(5) 申請者の事業の概要がわかる書類

(6) 申請者の事業の決算に関する資料

(7) その他市長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請に係る審査のため、昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、市民部産業活性課長、総務部デジタル戦略担当課長及び昭島市商工会経営指導員の職にある者をもって充てる。

3 第1項の審査を行う際の審査基準は、別に定めるものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、審査会を開催してその内容等を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知の交付を受けるまでは、補助対象事業に着手してはならない。

(変更又は中止)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ昭島市地域産業デジタル化推進事業変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに書類を審査し、昭島市地域産業デジタル化推進事業変更等承認（不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業終了後速やかに昭島市地域産業デジタル化推進事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象事業に関する領収書等の支払を証明する書類の写し

（2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに昭島市地域産業デジタル化推進事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

（補助金の返還及び交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助金の交付決定の内容、その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

（4） その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助対象経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日

の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和44年昭島市規則第19号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から実施する。

別表（第3条関係）

事業メニュー	具体的な内容	経費区分	補助限度額
I T ツール導入事業	I T ツールの導入による業務の効率化、働き方改革、生産性向上、販路拡大、非接触型への転換等への取組に係るデジタル機器及びソフトウェアの導入等に係る経費を要した事業 ※従来アナログで行っていた業務について、デジタル技術を活用した取組を行うものであること。	委託費 ソフトウェア使用料 ライセンス料 購入費 その他市長が必要と認めるもの	30万円
デジタル広報事業	オンライン見本市、E C 出展などを見据え作成する製品紹介・企業のホームページ等の新規作成・更新、P R 動画作成、デジタルパンフレット等の作成に係る経費を要した事業	委託費 その他市長が必要と認めるもの	10万円
デジタル化コンサルティング活用事業	デジタル技術を活用した経営戦略の設計、デジタル技術の導入並びにデジタル技術を活用した生産及び業務プロセスの改善・見直し及び技術承継の課題解決のためのコンサルティングに係る経費を要した事業	謝金 委託費 その他市長が必要と認めるもの	10万円